

委員会議案第 3 号

彦根市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)10 月 21 日

彦根市議会議会改革特別委員会

委員長 北 川 元 気

彦根市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

彦根市議会議員政治倫理条例(平成 27 年彦根市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 議員は、市および市が構成団体となっている特別地方公共団体(以下「市等」という。)の職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)との良好な関係の構築に努めなければならない。

第 3 条第 4 号中「市および市が構成団体となっている特別地方公共団体(以下「市等」という。)の職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)」を「市等の職員」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。